

議案第4号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
杉並区職員定数条例（昭和29年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,064人」を「3,063人」に、「419人」を「296人」に、「129人」を「66人」に、「548人」を「362人」に、「10人」を「12人」に、「7人」を「10人」に、「3,649人」を「3,467人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3,063人</u>	1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3,064人</u>
2 略	2 略
3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員	3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員
ア 教育委員会及び学校の事務部局の職員 <u>296人</u>	ア 教育委員会及び学校の事務部局の職員 <u>419人</u>
イ 学校教育職員 <u>66人</u>	イ 学校教育職員 <u>129人</u>
計 <u>362人</u>	計 <u>548人</u>
4 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>12人</u>	4 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u>
5 監査委員の事務部局の職員 <u>10人</u>	5 監査委員の事務部局の職員 <u>7人</u>
6 略	6 略
合計 <u>3,467人</u>	合計 <u>3,649人</u>
2～4 略	2～4 略